

鳥取市告示第 2 8 8 号

鳥取市建築基準法施行細則（平成 2 年鳥取市規則第 5 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、建築物の定期調査の細目、方法及び結果の判定基準を次のとおり定め、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

令和 7 年 7 月 1 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

調査細目		調査方法	判定基準
各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
	扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
	扉の固定の状況	目視等により確認する。	扉が開放状態に固定されていること。
常閉防火扉のうち人の通行の用に供する部分に設ける扉	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3 年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	昭和 48 年建設省告示第 2563 号（防火区域に用いる防火設備等の構造方法を定める件）第 1 第 1 号の規定に適合しないこと。
居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
	換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。

非常用エレベーター	昇降路又は乗降ロビ一の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
	照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。